

第1章 計画の趣旨

1 策定経過

- 平成22年12月「宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例」（以下「推進条例」という。）施行
- 平成23年10月「宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」（第1期計画）策定
- 平成30年3月「第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」策定
- 第1期計画及び第2期計画の取組の成果を受け継ぎ、令和5年10月に告示された国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）（以下「基本的事項」という。）」を踏まえながら、「第3期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」を策定

2 計画の位置付け

- 推進条例第9条第1項に規定する歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画であるとともに、歯科口腔保健法第13条の規定に基づき「歯科口腔保健の総合的な実施のための計画」としての置付け
- 県の総合的な健康づくりの指針となる「みやぎ21健康プラン」の個別計画とし「宮城県地域医療計画」等関連する県の計画との整合性を図る

第3節 計画期間等

- 基本的事項に係る計画については、計画期間が令和6年度から令和17年度までの12年間とされていることを踏まえ、計画期間は令和6年度から令和17年度までの12年間とする
- 推進条例第9条第6項において計画はおおむね5年ごとに見直しを行うとされていることを踏まえ、令和12年度に中間見直しを行う

第4章 計画の達成指標

むし歯の予防、歯肉炎の予防対策と口腔清掃の徹底、歯の喪失予防の推進、口腔機能の維持、歯と口腔の健康管理の充実等に関し、令和6年度から令和17年度までの計画の達成状況を検証するため、全27項目の指標を設定。※令和12年度に中間見直しを行う

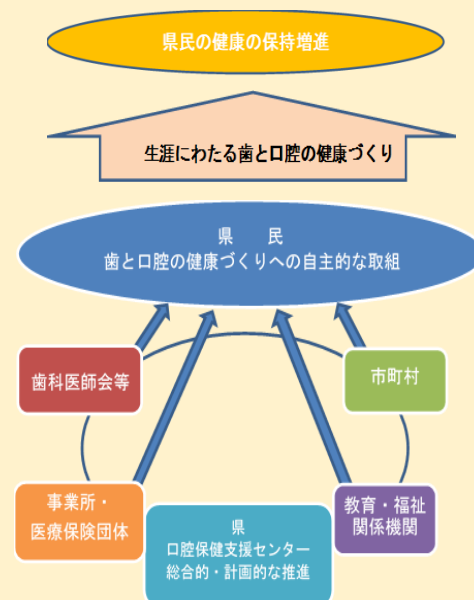
第5章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

- 各分野の推進主体が一体的な連携を図り、総合的かつ計画的に施策に取り組む

2 進行管理

- 毎年度、計画の進捗状況を「宮城県歯科保健推進協議会」及び「8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会」に報告
- PDCAサイクルに沿った事業効果検証を行い、実施すべき事業を検討、必要に応じて推進方策の見直し等の進行管理を行う



第2章 歯科口腔保健推進の方向性

- ライフステージごとの特性を踏まえて、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健の推進に取り組むことに加え、ライフコースアプローチに基づく、歯と口腔の健康づくりの推進に取り組む
- ライフステージを通して歯科口腔保健対策を進める基本的な方針として4つの方向性を定める

方向性1

乳幼児期及び少年期の歯科口腔保健対策の重点化

方向性2

歯周病予防対策の強化

方向性3

要介護者、障害児・者への歯科口腔保健対策の充実

方向性4

施策の展開による連携づくりの推進

第3章 各論

※主な内容を抜粋して記載

1 妊産婦期・乳幼児期

（現状と課題）

- 3歳児のむし歯の状況は年々着実に改善傾向にあるが、全国平均より悪く、県内での地域格差もみられる
- むし歯のない者の割合は増加している一方、むし歯を多数もつ子どもがみられる

（県が進めること）

- 妊産婦期からむし歯予防に対する意識を高める取組を、歯科医師会等と連携し推進
- フッ化物応用等の効果的な歯科保健対策の普及
- むし歯がある子どもとその保護者への重点的な歯科保健指導等の促進

方向性1

2 少年期

（現状と課題）

- むし歯の状況について、乳幼児期での傾向が同様にみられる
- 12歳児の歯肉に異常のある者の割合は、全国平均より悪い状況が続いている

（県が進めること）

- 効果のある教育方法や教材の普及、保健教育に従事する教職員の資質の向上の取組を推進
- 学校と家庭・歯科医療機関、行政が一体となって取り組む体制づくり

方向性1

3 青年期・壮年期

（現状と課題）

- 口腔の健康と全身の健康の関係性に関する知識の普及啓発を図る必要がある
- 職場での歯科検診を実施している事業所数は少ないまま変化がみられない

（県が進めること）

- 行事等の機会を通じて口腔の健康と全身の健康の関係性についての啓発を推進
- 優良事例などの情報提供に努め、職場の歯科検診を推進

方向性2

4 中年期・高齢期

（現状と課題）

- 歯周疾患を有する者（歯周ポケットが4mm以上）の者割合が増加傾向にある
- 要介護者の歯科口腔保健等に従事する人材育成の充実が必要である

（県が進めること）

- かかりつけ歯科医をもち、歯科検診、専門的口腔ケア等の予防措置を定期的に受けることを促進
- 要介護者の支援者の人材育成等に関する研修を実施

方向性2、3

5 障害児・者

（現状と課題）

- 在宅の障害児・者が口腔ケアを受けやすい環境整備が必要である
- 口腔ケアができる体制づくりのため、職員や保護者等に向けて啓発を行う必要がある

（県が進めること）

- 相談窓口を設置し、口腔ケアを行う歯科医療機関を調整する支援体制を整えていくことが必要である
- 事業所等の管理者等を対象とした研修を実施

方向性3

6 食育を通じた歯と口腔の健康づくり

（現状と課題）

- ライフステージに応じた「食べ方」の支援等が求められている
- 肥満防止につながる食べ方として、「ゆっくりよくかんで食べる」ことを啓発していくことが重要となる

（県が進めること）

- 啓発の際、食育と歯科口腔保健の視点を加えるよう、関係機関と連携して取り組む。
- 特に働き盛り世代などに向け、肥満防止につながる食べ方についての啓発を実施

方向性1～4

7 口腔機能の獲得・維持・向上に向けた取り組み

（現状と課題）

- 小児の口腔機能発達不全症や高齢期の口腔機能低下症が、食生活を通じた健康維持に大きく影響を与えることが認識されている
- 加齢に伴う口腔機能低下は、フレイルと大きく関係する

（県が進めること）

- 乳幼児期から青年期を主な対象とし、適切な口腔機能の獲得に向けた知識の普及啓発を図る
- 壮年期から高齢期を主な対象とし、オーラルフレイル等の知識の普及啓発を推進

方向性1～4

8 口腔保健支援センターによる歯科口腔保健施策の推進

（現状と課題）

- 県内の歯科口腔保健の課題を収集・分析し、適切に対応していくために、市町村、保健所、歯科医師会及び教育機関等をはじめ関係団体と緊密に連携し取り組む必要がある

（県が進めること）

- 関係機関のネットワークの形成に取り組み、保健所や市町村等との検討の場を設け、県内の歯科口腔保健に関する情報の共有・連携の推進
- 地域の歯科専門職との連携体制の構築と人材育成

方向性1～4

9 大規模災害時の歯科口腔保健に関する事項

災害発生時の避難所生活等における口腔内の不衛生により生じる二次的な健康被害を予防するため、災害時における歯科口腔保健の重要性について、研修等の機会を通じて平時から啓発に努める。また、大規模災害時に必要な歯科保健サービスを提供できる体制構築ため、地域の歯科医師会等の関係団体と連携し、共通の認識を図るよう努める。

方向性1～4